

夏季休業中の児童生徒の指導に関する協定事項について

夏季休業中の事故や非行を防止し、健全な生活を送らせるように、川口市補導会では下記のとおり協定事項を設定いたしました。長期にわたる休業であり、問題の起こりやすい季節でもありますので、各学校におかれましては、この協定事項をもとにして、各学校の実態、児童生徒の発達段階に適したご指導を徹底してくださるようお願いいたします。

1 外出について

- (1) 外出の際は、必ず保護者に用件・行き先・同行者等を告げ、了解のもとに出かけることを徹底させる。
- (2) 日没前に必ず帰宅させるとともに、日没後ひとり又は児童生徒同士で外出しないことを徹底させる。夏期講習などで、帰宅が遅くなる場合は、安全に十分気をつける。
- (3) 防犯ブザーを所持して外出するよう指導する。
 - ※ 人通りの少ない道路やマンションのエレベーター・公園等において児童生徒に対する声かけや、わいせつ行為・恐喝など、危険な行為が発生することが考えられる。
登下校、外出時において、見知らぬ者や不審な者などの甘言にのらないよう、また一人で人通りの少ない道路を歩かないよう、具体的な対処の仕方（こども110番の家に駆け込む・被害にあったらただちに110番通報する等）について指導の徹底を図る。
- (4) 交通事故にあわないよう、事故をおこさないよう改めて指導の徹底を図る。
 - ※ 車道への飛び出しや交差点での事故が多発しているので、今一度正しい横断の仕方について、指導を徹底させる。
 - ※ バイク等の無免許運転の禁止について指導を徹底させる。
- (5) 自転車で外出する場合は次の事項を徹底させる。
 - ①二人乗りの禁止 ②無灯火での乗車禁止 ③イヤホンをしての乗車禁止 ④信号・標識無視の禁止 ⑤車の前後から飛び出し禁止 ⑥傘さし運転禁止 ⑦運転時の携帯電話の使用禁止
 - ※ 特に交差点付近の通行については、注意喚起をする。
 - ※ 平成30年4月から県内で自転車を利用する場合は自転車保険の加入が義務化となりました。
- (6) キックボードやスケートボード、ローラーシューズ等の公道での使用は禁止とし、ローラー付の遊具やシューズ等での事故防止の徹底を図る。

2 盛り場・カラオケボックス・ゲームセンター・ネットカフェ等について

- (1) 児童生徒のみで行くことはやめさせる。
- (2) 薬物等にかかわる誘いには絶対にのらず、すぐに警察等に通報する。

3 プール利用について

- (1) 各学校でプールを公開する際には、児童生徒に積極的に利用させる。
- (2) 学校以外のプールを利用する際は、保護者の許可を得て安全に留意し、施設の利用上の注意をきちんと守って利用する。
 - ※ 河川や池での遊びや、危険な水辺へ近づくことがないよう厳重に注意する。

- 4 児童生徒同士での旅行や外泊は、やめるよう指導する。
- 5 児童生徒のアルバイトは禁止する。
※ 高校生については学校毎に規制し、適正な指導を行う。
- 6 各学校区内の危険な箇所（たまり場等）の再点検を行い、各学校で適切な指導・措置をする。
- 7 花火については児童生徒同士ではやらない。また次の事項を徹底させる。
 - （１）危険な遊び方をしない。（投げたり、一度に多量の花火に着火させたりするなど）
 - （２）建物や引火物のある所では花火はやらない。
 - （３）公園内での火気の使用は、条例で禁止されているので花火等の使用をしない。
- 8 エアガン等の危険な遊びを禁止する。
※ 児童生徒の危険な遊びを各学校で把握し、適切な指導を行う。
- 9 その他
 - （１）非行問題行動や不登校を未然に防ぐために、電話連絡や家庭訪問等を行い、休業中も児童生徒の実態を把握するよう努める。
 - （２）宅配業者等を装って、教材等を強引に購入させたり、住所や電話番号の聞き取り等の事件が発生しているので、児童生徒が被害にあわぬよう、具体的な事例をあげるなどして指導の徹底を図る。
 - （３）インターネットや携帯電話におけるＳＮＳや学校裏サイトを使用したいじめ・誹謗中傷や、出会い系サイト等へのアクセスによって性犯罪に巻き込まれる危険も考えられることから、児童生徒への携帯電話の正しい使い方の指導や保護者へのフィルタリング使用の啓発を図る。
（なお、携帯電話・スマートフォンの校内への持ち込みは原則禁止とする。）

『盆踊りや祭り』協定事項

児童生徒の帰宅時間について、下記のように提案いたします。

1 児童生徒同士の場合

- | | |
|------|-----------|
| ○小学生 | 午後６時まで |
| ○中学生 | 午後７時３０分まで |
| ○高校生 | 午後８時まで |

2 保護者同伴の場合

- | | |
|----------|-----------|
| ○小中高校生とも | 午後８時３０分まで |
|----------|-----------|

※標記の時間を過ぎる場合は、保護者責任のもとで行動する。

※「酉の市」の時間と同様といたしますが、町会等と連携を図りながら各学校にて時間設定をしてください。